

平成28年度下請状況実地調査結果について

H29.2.10
入札監理課

1 調査方法

(1) 調査時期

平成28年11月～12月

(2) 調査対象

平成26、27年度に契約した1億～2億円の一般土木工事から下請比率の高い工事を抽出し、調査対象業者を選定した。調査を実施した業者数は、元請会社6者、下請会社12者（一次9者、二次3者）の計18者。

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況（法定福利費の見積書への明示状況含む）
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 社会保険加入状況
- ⑤ 施工体制台帳等の作成状況
- ⑥ その他県元請・下請関係適正化指導要綱遵守状況（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

イ 調査方法

調査対象者を訪問し、下記の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払いに関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など

2 調査結果

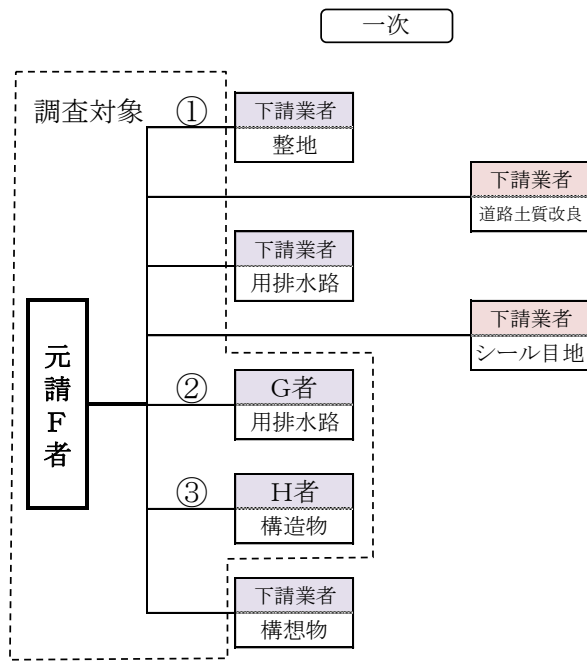
元請会社6者、下請会社12者（一次9者、二次3者）の計18者（A～R者）に下請状況実地調査を行った結果、18者で33件の不適事項を確認した。

（ ）囲みが本調査を行った会社と元下契約。

工事1	道路改良工事（県中方部、当初契約額約1.6億円）		
<p><施工体系></p>	<p>1 選定理由</p> <p>典型的な二次下請の構造である。また、仮設工事である足場において二次下請に対する不利益が発生していないか確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>(1) ②～④の契約において、書面による変更契約を締結していなかった。このため③の契約のB者と④の契約のC者は、元請に再下請負通知書(変更)を提出していない。</p> <p>(2) ①、②及び④の契約において、法定福利費が見積書に明示されていない。</p> <p>(3) ほかに、支払い等は適切に行われていた。</p> <p>(4) D者はB者と対等な協力関係にある。E者は特殊技能を持ち、C者との対等な立場を確保している。</p> <p>3 その他確認事項</p> <p>(1) A、B、C、D者は、昇給を実施していた。また、E者は、定期昇給はないが、年に1度は賃金を見直すほか、手当に上乘せする対応も行っている。</p> <p>(2) A者は、4月に新卒の若手を1名採用した。</p> <p>(3) B、C、D者は、資格取得費を負担している。E者は、足場工に必要な講習費を負担している。</p>		
落札率	97.2%	外注率	33.0%
下請業者数	8者(一次6者、二次2者)		

工事 2 ほ場整備工事（会津方部、当初契約額約 1.7 億円）

<施工体系>



落札率	91.0%	外注率	41.1%
下請業者数	一次7者		

1 選定理由

統括的な一次下請をおくのではなく、直接多数の業者を一次下請とする並列的な下請構造における元請下請関係を確認する。

2 調査結果

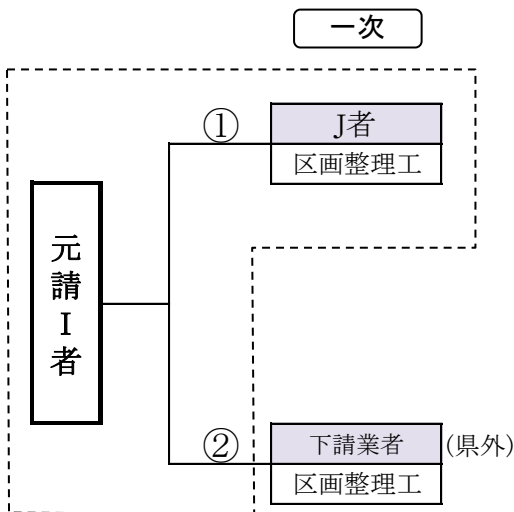
- (1) ①～③の契約、支払い、引渡し等に関しては適正に行われていたが、各契約とも法定福利費が見積書に明示されていなかった。
- (2) 協力会社のリストを作成し、工種に対応する技術力を持った業者を下請に選定している。

3 その他確認事項

- (1) F、G、H 者は安全教育を適切に実施していた。
- (2) F、G、H 者は、定期的に昇給を行っている。

工事 3 ほ場整備工事（会津方部、当初契約額約 2.0 億円）

<施工体系>



落札率	98.9%	外注率	60.5%
下請業者数	一次2者		

1 選定理由

同じ工種の一次下請工事を、元請から地元 J 者と県外業者に分割して発注していることに加え、外注率が高いことに比べて一次下請が2者と少ないことから、契約等を確認する。

2 調査結果

- (1) ①及び②の契約において、法定福利費額が見積書に明示されていなかった。
ほか、契約、支払い等は適正に行われていた。
- (2) 地元業者が忙しく受注できないため、県内での工事実績があり、現場代理人となる者が地元出身である当該県外業者に外注した。県外業者は、二次下請に外注することなく、作業員を確保して施工していた。

3 その他確認事項

- (1) I 者は、有給休暇の取得を促すため、旅行券を支給している。
- (2) J 者は、昇給は実施していないが、手当の支給で対応した。ほか、遠隔地の作業員に、賃金支払日の前倒しや住居費・食事代の負担を行っている。

工事4	橋梁下部工事（県北方部、当初契約額約 1.7 億円）										
<p>＜施工体系＞</p> <p>調査対象</p> <p>元請K者</p> <table border="1" data-bbox="150 1010 796 1102"> <tr> <td>落札率</td> <td>88.4%</td> <td>外注率</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>下請業者数</td> <td colspan="3">8者(一次6者、二次2者)</td> </tr> </table>	落札率	88.4%	外注率	25.6%	下請業者数	8者(一次6者、二次2者)			<p>1 選定理由</p> <p>一次下請L者から県外二次下請業者への下請金額の割合が9割近くと高いことから契約内容を確認する。</p> <p>一次下請M者は、元請K者の他の工事を受注するなど、緊密な協力関係にあり、契約を確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>(1) ③の契約において減額の変更契約を書面で交わしていなかった。法定福利費については、①～⑦全てにおいて、見積書に明示されていなかった。⑦の契約について、手形期間が120日を超えていた。</p> <p>その他は、支払い、引渡し等に関しては概ね適正に行われていた。</p> <p>(2) K者は、実績や信頼関係がある地元の業者を基本に下請業者を選定している。型枠工等の専門業者であるM者は複数の工事の下請になり、緊密な協力関係が成立している。</p> <p>(3) L者は、県内で杭専門業者が見つからなかったため、県外業者と契約をした。</p> <p>3 その他の確認事項</p> <p>(1) K、L、M者は、労務単価上昇等を賃金へ反映していた。</p> <p>(2) K、L、M者は、安全教育を適切に実施していた。</p>		
落札率	88.4%	外注率	25.6%								
下請業者数	8者(一次6者、二次2者)										
工事5	構造物及び付帯工事（県中方部、当初契約額約 1.9 億円）										
<p>＜施工体系＞</p> <p>調査対象</p> <p>元請N者</p> <table border="1" data-bbox="150 1933 796 2024"> <tr> <td>落札率</td> <td>97.7%</td> <td>外注率</td> <td>44.0%</td> </tr> <tr> <td>下請業者数</td> <td colspan="3">4者(一次1者、二次3者)</td> </tr> </table>	落札率	97.7%	外注率	44.0%	下請業者数	4者(一次1者、二次3者)			<p>1 選定理由</p> <p>地元外O者が一次下請に入り、同町の2者等が二次下請となる構造となっている。</p> <p>2 調査結果</p> <p>(1) ④の契約が締結されているにもかかわらず、当初から再下請負通知書を元請に提出していない。</p> <p>(2) ①の契約において、変更請書に押印がなかった。③の契約で、変更契約に伴う再下請負通知書を元請に提出していない。</p> <p>(3) O者は、P者からの資材購入について手形期間が120日を超え、工事に準じた配慮をしていなかった。</p> <p>(4) ②～④の契約において、法定福利費が見積書に明示されていなかった。</p> <p>3 その他確認事項</p> <p>(1) N者は、「働く女性応援」の認証を取得している。また、男性職員の育児休暇取得実績がある。</p> <p>(2) O者は、資格取得者に、受験費用を負担している。</p> <p>(3) N、O、P者はいずれも昇給を実施している。</p>		
落札率	97.7%	外注率	44.0%								
下請業者数	4者(一次1者、二次3者)										

工事 6		橋梁下部工事（県中方部、当初契約額約 1.5 億円）	
<p><施工体系></p>		<p>1 選定理由 専門業者へ発注した基礎工事が三次下請にまで及び、下請次数が大きい。</p> <p>2 調査結果 (1) ①～④の契約において、見積書に法定福利費の額が明示されていなかった。 (2) ほか、契約、支払い等は適正に行われていた。</p> <p>3 その他確認事項 (1) Q者は、「働く女性応援」、「仕事と生活の調和」の認証を取得している。 (2) R者は、休日出勤が増えぬよう、振替休暇を事前に届け出るようにしている。また、就業規則外の対応に、子供の保育園が見つからない職員に、育児のための勤務時間短縮を役員会で認めた例がある。 (3) Q、R者ともに資格取得費を負担しており、さらに、Q者は取得者に給与や手当の上乗せ、R者は合格の祝い金支給がある。 (4) Q者の若手採用は、大卒者中心に考えており、R者では、新採用が数年続き、平成 28 年は2人だった。 (5) Q、R者はいずれも昇給を実施している。</p>	
落札率	90.4%	外注率	30.7%
下請業者数	5者(一次3者、二次1者、三次1者)		

3 事業者への指導

下記の不適事項について、事業者に口頭指導を行った。

不 適 事 項	件数	指導した業者数
<p>(1) 変更契約の不適</p> <p>変更請書に押印がない。(1件)</p> <p>変更契約が未締結である。(4件)</p>	5件	9者 (元請 3者 一次 4者 二次 2者)
<p>(2) 見積書への法定福利費額の不明示</p> <p>法定福利費額の明示は、平成 28 年度の福島県元請下請関係適正化指導要綱改正で規定したが、改正前からの課題であり、平成 26、27 年度契約分も指導対象とした。</p>	22件	16者 (元請 5者 一次 9者 二次 2者)
<p>(3) 手形期間の不適</p>	2件	一次 2者
<p>(4) 再下請負通知書の未提出</p> <p>元請が県へ提出する下請負報告書の不備につながっている。</p>	4件	一次 3者
計	33件	18者(のべ30者) (元請 6者 一次 9者 二次 2者)